

佐賀県人事委員会訓令第三号

事務局

佐賀県人事委員会事務局職員の勤務時間等に関する規程（平成十九年佐賀県人事委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十九日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

第五条中「かわらず、」の下に「公務の運営上の事情により必要な場合又は」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。